

四條畷市保育業務支援システム構築・保守業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

令和元年8月から公立保育所及び認定こども園に導入している保育業務支援システムの契約期間が令和6年7月31日をもって満了となるため、システムの活用による保育業務の効率化、保育士等の負担軽減、保護者の利便性の向上を目的として、令和6年8月から5年間使用するシステムの契約を更改する。

2 業務の概要

(1)業務名

四條畷市保育業務支援システム構築・保守業務

(2)業務内容

別添「四條畷市保育業務支援システム構築・保守業務仕様書」のとおり

(3)契約期間

ア 保育業務支援システム構築業務

契約締結日の翌日から令和6年7月31日まで

イ 保育業務支援システム保守業務

令和6年8月1日から令和11年7月31日まで(60か月)

(4)委託上限額(令和6年度)

・保育業務支援システム構築業務及び使用料(8か月)

システム構築業務委託料 179,000 円(消費税及び地方消費税を除く)

システム使用料 656,000 円(消費税及び地方消費税を除く)

※令和7年度以降の使用料については、提案金額のうち、使用料にあたるものをもって決定する。また、四條畷市長期継続契約の締結に関する条例に基づく契約の為、予算の金額に減額又は削減があった場合は、本契約を変更又は解除することがある。

(5)契約方法

公募型プロポーザル方式により選定した受託候補事業者と本市との間で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約により契約締結

3 参加資格要件

次の要件を全て満たすことを参加資格要件とする。なお、参加者が資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2)本市の令和6年度の入札参加資格を有する者であり、本市の競争入札における指名停止措置を受けていない者であること。

(3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始申し立てがなされてい

る者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始申し立てがなされている者でないこと。

(5) 四條畷市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(6) 予算上限額以下で請け負うことができること。

(7) 令和6年4月1日現在において、保育施設を複数運営する法人又は地方公共団体へ保育業務支援システムを導入した実績を有する者であること。

(8) 仕様書に掲げる内容を円滑かつ柔軟に遂行できる体制・環境を有すること。

4 スケジュール

内容	日程
実施要領等の公表(入札公告)	令和6年4月23日(火)
質問受付期間	令和6年4月23日(火)～5月1日(水)
質問回答日	令和6年5月7日(火)
応募書類の提出期限	令和6年5月14日(火)
1次審査(書類審査)結果通知	令和6年5月20日(月)
2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング審査)	令和6年5月27日(月)
2次審査結果通知	令和6年5月28日(火)
契約の締結	令和6年6月上旬予定

※スケジュールは変更となる可能性がある。

5 参加手続き

(1) 実施要領等の公表

① 公募期間：令和6年4月23日(火)～令和6年5月14日(火)

② 公募方法：市ホームページにて公表。資料はダウンロードして使用すること。

(2) 質問の受付及び回答

受付期限	令和6年5月1日(水)午後5時まで
質問方法	電子申請フォームによる提出
電子申請フォームの URL	https://logoform.jp/form/oZYA/555735
回答方法	令和6年5月7日(火)の午後5時までに、市ホームページにて回答を掲載する。 なお、質問がなかった場合は、ホームページへの掲載はない。質問に対する回答内容は、本実施要領等の追加または修正とみなす。

(3) 応募書類の提出

提出期限	令和6年5月14日(火)午後5時まで
提出方法	電子申請フォームによる提出
電子申請フォームの URL	https://logoform.jp/form/oZYA/555761
提出書類	①公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号） ②業務実績調書（様式第2号） ※契約書及び仕様書の写しを添付すること。 ③セキュリティ対策調書（様式第3号） ※認証取得を確認できる書類等の写しを添付すること。 ④機能要件回答書（様式第4号） ⑤見積書（様式第5号） ※押印の上、PDF にすること。 ※委託上限額を超えないこと。 ⑥企画提案書提出届（様式第6号） ⑦企画提案書（任意様式）
企画提案書について	・ 企画提案書の資料の向きは縦横どちらでも可だがどちらかにそろえること。 ・ 企画提案書のサイズはA4サイズで、枚数は20枚以内とすること。 ・ 企画提案書は、別添「四條畷市保育業務支援システム構築・保守業務委託プロポーザル審査基準」に記載している審査評価項目の順に資料を作成すること。 ・ 提出後は、企画提案書の差替え、変更、追加を認めない。

(4) 1次審査(書類審査)の実施・結果通知

①実施

- ・提出された応募書類(上記①～⑤)により書類審査を実施する。
- ・別添「四條畷市保育業務支援システム構築・保守業務委託プロポーザル審査基準」に基づいて、評価する。
- ・参加資格要件を満たす事業者が多い場合は、1次審査通過者として上位4者を選定する。なお、参加事業者が1事業者のみであっても、審査を行う。評価点が6割に満たない場合は、1次審査を通過できないものとする。

②結果通知

- ・審査結果は、参加申込みした全事業者に対し、結果通知を電子メールで送付する。
送付予定日:令和6年5月20日(月)
- ・1次審査通過事業者には、2次審査の日時等の詳細も併せて通知する。

(5)2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング審査)の実施・結果通知

企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。その内容を四條畷市保育業務支援システム構築・保守業務委託プロポーザル審査基準に基づき業者選定委員会にて評価・採点する。2次審査の評価点は、各事業者に対する委員の採点の平均点(小数第1位四捨五入)とし、2次審査の評価点が6割に満たない場合は、受託候補事業者とならない。

1次審査の評価点と2次審査の評価点に価格評価点を加え、その合計点が最も高い事業者を受託候補事業者とする。また、合計点が最も高い提案が複数となった場合は、見積価格が最も安価な事業者を受託候補事業者とする。なお、1次審査通過者が1事業者のみであっても、審査を行う。

実施日	令和6年5月27日(月)(予定)
実施場所	四條畷市役所本館(予定)(四條畷市中野本町1番1号)
実施内容	・企画提案書による説明を実施し、その後ヒアリングを行う。 ・時間は、1者55分程度(準備を含めプレゼンテーション40分以内、ヒアリング15分程度) ・プレゼンテーションは、パソコン等の使用を可能とする。プレゼンテーションで必要な機器については事業者において準備すること(プロジェクター(RICOH)、スクリーン(壁面照射)は本市準備物を使用可)。 ・プレゼンテーションは自由形式とするが、システムの画面を表示して実演を交えて説明すること。
出席者等	出席者は3人以内とし、契約後に本業務に携わる責任者及び担当者が出席すること。
評価方法	別添「四條畷市保育業務支援システム構築・保守業務委託プロポーザル審査基準」に基づいて、評価する。
結果通知	令和6年5月28日(火)(予定)に、2次審査実施事業者に対し、結果通知を電子メールで送付する。

6 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、その提案に係る参加者は失格とする。

- ①提出方法、提出場所及び提出期限に適合しない場合
- ②本市の指定する作成様式及び示された条件に適合しない場合
- ③提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ④価格提案書の金額が委託上限額を超過する場合
- ⑤評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥その他提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

7 選定結果の公表方法

参加事業者数及び評価点、選定した事業者名を市ホームページに掲載する。

8 その他

- (1) プロポーザルの参加事業者は、辞退届(様式第7号)の提出により、プロポーザルへの参加を辞退することができる。
- (2) 提出物の提出後においては、差替え、訂正及び再提出は認めない。
- (3) 提出物の作成・提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、事業者の負担とする。
- (4) 提出物の返却は一切行わない。
- (5) 本プロポーザルの実施に関して使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法に定めるもの、時刻は日本標準時とする。
- (6) 本プロポーザルの提案は、1者につき、1提案に限る。
- (7) 本プロポーザルにおいて入手した市の情報等を本プロポーザルの目的以外に使用すること及び第三者に漏らすことを禁ずる。
- (8) プロポーザルに係る文書の開示請求があった場合は、四條畷市情報公開条例に基づき提出書類を開示する。

9 問い合わせ先

担当部署	四條畷市こども未来部こども政策課
住 所	大阪府四條畷市中野本町1番1号
電 話	072-877-2121(代表)
e-mail	kodomo@city.shijonawate.lg.jp